

◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）（第一条関係）〔公布日施行〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による人口をいう。以下同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

- 2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。
- 3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

現 行

（改定案の作成の基準）

(勧告の期限等)

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査（統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となつたときは、当該人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。

(勧告の期限等)

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるとときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）（第二条関係）〔平成二十二年・平成二十七年国勢調査の結果に基づく区割り改定と同時に施行〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（議員の定数）	（議員の定数）
第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。	第四条 衆議院議員の定数は、四百七十五人とし、そのうち、二百九十五人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とする。
2・3 （略）	2・3 （略）
（衆議院議員の選挙区）	（衆議院議員の選挙区）
第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。	第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。
※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区割り改定により、新たな区割りを規定するものとして改めて定められる。	※ 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。
2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。	2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。
3 行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。	3 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。
4 （略）	4 （略）
5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）	5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）

は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

（略）

6 (略)

別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号））

第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

別表第一 削除

※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区割り改定により、新たな区割りを規定するものとして改めて定められる。

議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (新設)
（略）

別表第一（第十三条関係）

（略）

別表第二（第十三条関係）

選挙区

北 海 道
北 関 東
（略）
十九人

議 員 数
八 人
十 三 人

別表第二（第十三条関係）

選挙区

北 海 道
北 関 東
（略）
二十人

議 員 数
八 人
十四人

	九 州	四 國	中 國	近 畿	東 海	北 陸	東 京	東 京	南 關 東
	(略)								
二十人	六人	十一人	二十八人	二十人	十一人	十八人	二十二人		
二十人	六人	十一人	二十九人	三十人	十一人	十七人	二十二人		
	九 州	四 國	中 國	近 畿	東 海	北 陸	東 京	東 京	南 關 東
	(略)								

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。